

2021年9月12日
事務局長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について

平素は、当会の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は、東京都などに発令していた緊急事態宣言の対象を大阪府など4府県に拡大し、京都府・兵庫県など5道府県には宣言に準じるまん延防止等重点措置を適用いたしました。これを受け、当面（現時点では9月30日まで）の当会事業・事務局体制について、以下の通りお知らせいたします。

1. 当会事業

- ・ 組織運営に必要な会合については、開催の是非および開催方法について都度判断させていただきます。
- ・ その他主催会合は、必要性が高いものに限定し、開催する場合は、オンラインシステムの活用や会場設営の工夫等により、3密の回避を徹底いたします。
- ・ 会合の中止・延期については、個別にご連絡させていただくとともに、随時関経連ホームページに掲載いたします。
- ・ 原則として、来客は控えていただき、役職員による訪問および出張、外部会合への参加は自粛いたします。

2. 事務局業務

- ・ 役職員は在宅勤務を基本とさせていただきます。
- ・ 各担当者へのメール等は遠慮なくご利用ください。

以 上